

広島県教育委員会訓令第6号

県立学校

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年九月二十七日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程（昭和二十九年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九条（略）</p> <p>（システム利用者の特例）</p> <p>第九条の二 出勤簿・休暇申請システム（電子計算機を利用して出勤の管理及び記録、休暇の申請等（以下この項において「出勤の管理等」という。）を行うシステムをいう。以下「システム」という。）を利用して出勤の管理等を行う職員として別に定めるもの（以下「システム利用者」という。）に係る第五条第二項の規定による出勤簿の整理保管は、システム上の出勤簿により行うものとし、その取扱いについては、別に定める。</p> <p>2 システム利用者に係る第六条第四項の規定による年次有給休暇（校長の三日を超える年次有給休暇を除く。）の届出及び特別休暇（校長の三日を超える特別休暇を除く。）の承認の請求、同条第六項の規定による介護休暇（第一号介護休暇に係るものに限る。）（校長の介護休暇を除く。）の承認の請求、同条第八項の規定による介護時間の承認の請求、同条第十一項の規定による子育て支援部分休暇の承認の請求、第八条ただし書の規定による職務に専念する義務の免除の承認の申請又は前条第一項本文の規定による普通研修の承認の申請については、これらの規定にかかわらず、システムにより行うものとする。</p>	<p>第九条（略）</p>

附則

この教育委員会訓令は、令和三年十月一日から施行する。